福岡県八女市黒木町笠原
字左手上　八〇六五番二地先河川敷　一号
八〇八六番地先道路敷　二号
八〇九〇番地先水路敷　三号及び四号
八〇九一番　五号及び六号
八一〇五番　七号
八一〇七番七　八号
字ウツキ　八二六〇番一　九号
字満地　八二八八番一地先道路敷　十号
八二八五番一　十一号
八二八四番二　十二号
八二九五番一　十三号
八二九九番地先道路敷　十四号
八三二〇番四地先道路敷　十五号
八三二一番四地先河川敷　十六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蔵柱川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第六百七十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県八女市黒木町笠原
字新道　一一〇二三番四地先道路敷　一号
一一〇四六番三地先道路敷　二号
一一〇四一番一　三号
一一〇五六番　四号
一一〇五五番一　五号
一一〇五八番四　十三号
一一〇五八番五　十四号
一一〇五九番　十五号
字中尾　一〇九七八番　六号及び七号
字屋敷　一一一八二番　八号
一一一七六番一　九号から十一号まで
一一一七〇番二　十二号

○東北地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十八日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画道路事業三・一・百三十一号八幡築港線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月十八日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮城県塩竈市牛生町、舟入一丁目、舟入二丁目、中の島及び港町二丁目地内
使用の部分　宮城県塩竈市中の島地先

○関東地方整備局告示第八十五号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十六年三月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

名称　国営昭和記念公園
位置　東京都立川市緑町
区域　別紙図面のとおり（略）
（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十六年三月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○関東地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字中坂三三七八番一から甲斐市志田字砂間八三九番一まで	前	六・八五～一二・〇～六・八五～一二・〇	三一二・二〇（メートル）～一六八・四〇～三一二・二〇（メートル）～一六八・四〇	二三・五二五（キロメートル）～一八・〇六二
	後	三一二・二〇～一六八・四〇～一二・〇	二三・五二五（キロメートル）～一八・〇六二	
	B	A	B	A

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百五十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都江戸川区臨海町六丁目一〇〇番一地先から東京都江東区新木場四丁目一〇番五まで	後	三一・八一～三一・八二～九六・四三（メートル）～九六・四三～一六〇（キロメートル）～一六〇	
東京都江東区新木場一丁目一番二から同区辰巳三丁目二七番一まで	前	二九・二五～四九・一〇～五八・〇三～五八・〇三	
	後		

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	東京都江戸川区臨海町六丁目一〇〇番一地先から東京都江東区辰巳三丁目三番二二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十八日

○関東地方整備局告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

別表に次のように加える。

二十五	シー・アイ・ジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	省令第十五条第1号から第14号までに掲げる区分	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）及び神奈川県の全域	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	平成二十六年三月三日	指定した日から五年間